

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成 26 年 8 月 22 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 テックランド近江八幡店 近江八幡市鷹飼町字徳常 351 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町 1 番 1 号 代表取締役 山田昇
- 3 変更しようとする事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (1) 変更前 2,623 平方メートル
 - (2) 変更後 3,343 平方メートル
- 4 変更年月日 平成 27 年 4 月 6 日
- 5 変更の理由 店舗面積を拡充し、来客者の利便性を向上させるため
- 6 届出年月日 平成 26 年 8 月 5 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1
近江八幡市都市産業部産業振興課 近江八幡市桜宮町 236 番地
 - (2) 縦覧期間 平成 26 年 8 月 22 日から平成 26 年 12 月 22 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成 26 年 12 月 22 日

提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 - 1